

## 国民健康保険の脱退手続きが電子申請で行えるようになります

本市では、令和4年3月14日から、社会保険等に加入したことにより国民健康保険の資格を喪失した際の国民健康保険の脱退に関する手続き（※）が、電子申請で行えるようになります。

これまでは、窓口か郵送による届出が必要でしたが、スマホやパソコンで国民健康保険を脱退する人の必要事項を入力し、社会保険証等の画像データを添付し送信することで電子申請が可能となります。

本市では、DXの推進に全庁をあげて取り組んでおり、今後も引き続き、手続きの見直しに取り組めます。

※年間届出件数：約6,000件

### 1 開始日

令和4年3月14日（月）

### 2 対象者

社会保険等に加入したことにより国民健康保険の資格を喪失する方

### 3 目的

- (1) 窓口申請が不要になることによる申請者の利便性の向上
- (2) 対面申請が減少することによる新型コロナウイルス感染症の感染予防
- (3) 事務負担の軽減

### 4 使用するシステム等

ぐんま電子申請受付システム（手続き名：前橋市国民健康保険の資格喪失に関する申出）

※3月14日に本市HPでリンクを公開予定



### 5 市民周知

広報まえばし4月号に掲載予定

本件に関するお問い合わせ先

国民健康保険課 賦課係

電話 直通 / 027-898-6250